

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和5年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,304事業所

② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から252事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員

初任給関係625人（行政職に相当する調査実人員526人）初任給関係以外の調査職種9,814人（行政職に相当する調査実人員8,569人）

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、85,052人、行政職に相当するものは、63,208人

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	217	100	82	35
農 業 、 林 業 、 漁 業	1	0	0	1
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 業 採 取 業 、 建 設 業	9	3	3	3
製 造 業	110	54	45	11
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、 運 輸 業、 郵 便 業	33	10	13	10
卸 売 業 、 小 売 業	14	10	4	0
金 融 業 、 保 険 業、 不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	4	2	1	1
教 育 、 学 習 支 援 業、 医 療、 福 祉、 サ ー ビ ス 業	46	21	16	9

(注) 1 調査対象事業所252所のうち、調査完了事業所は217所、調査不能となった事業所は35所、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所は2所である。

2 調査完了率は、86.8%であり、以下のとおり算出した。

調査完了率＝調査完了事業所 217所／（調査対象事業所 252所－調査対象外事業所 2所）×100

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業分類における大分類「学術研究、専門・技術サービス業」、
「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	209,485	214,162	201,909	208,575
	短大卒	184,062	181,809	186,005	186,000
	高校卒	177,650	175,963	179,769	178,578
新卒事務員	大学卒	206,051	212,621	195,987	193,900
	短大卒	176,563	173,140	179,164	182,000
	高校卒	177,187	179,573	177,534	167,167
新卒技術者	大学卒	217,223	218,229	214,137	223,250
	短大卒	198,050	200,006	200,072	190,000
	高校卒	178,067	173,599	182,806	189,990

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 大学卒には修士課程、博士課程の修了者は含まない。

第15表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 係 職 種	支 店 長	17	55.8	738,712	4,083	734,629
	工 場 長	21	55.3	762,793	7,135	755,658
	事 務 部 長	199	54.1	635,840	2,553	633,287
	技 術 部 長	251	53.4	686,598	2,494	684,104
	事 務 部 次 長	47	53.9	564,035	1,733	562,302
	技 術 部 次 長	115	50.7	626,080	19,004	607,076
	事 務 課 長	403	50.9	559,545	8,863	550,682
	技 術 課 長	674	50.9	592,027	15,663	576,364
	事 務 課 長 代 理	126	49.4	489,832	45,321	444,511
	技 術 課 長 代 理	263	47.6	487,371	48,176	439,195
	事 務 係 長	551	45.5	423,199	52,683	370,516
	技 術 係 長	982	45.8	463,435	76,259	387,176
	事 務 主 任	351	42.6	353,142	42,510	310,632
	技 術 主 任	442	42.5	424,908	72,132	352,776
	事 務 係 員	2,002	38.7	319,021	33,498	285,523
技 術 係 員	2,125	34.2	330,991	45,733	285,258	

(注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
 (以下2から4において同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	本表 2 企業規模500人以上、本表 3 企業規模100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長－課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長－係長間)	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長－係員間)	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 係 職 種	支 店 長	10	55.9	781,257	6,655	774,602
	工 場 長	15	56.5	835,879	36	835,843
	事 務 部 長	142	54.1	665,068	2,066	663,002
	技 術 部 長	198	53.4	718,202	1,176	717,026
	事 務 部 次 長	27	54.7	604,496	344	604,152
	技 術 部 次 長	98	50.8	638,444	14,397	624,047
	事 務 課 長	299	51.1	588,424	5,956	582,468
	技 術 課 長	542	51.2	613,916	15,823	598,093
	事 務 課 長 代 理	89	49.6	518,284	46,347	471,937
	技 術 課 長 代 理	171	47.5	510,905	41,823	469,082
	事 務 係 長	378	45.4	444,296	55,328	388,968
	技 術 係 長	705	46.0	479,716	78,086	401,630
	事 務 主 任	191	43.8	379,073	42,690	336,383
	技 術 主 任	270	43.4	456,751	81,380	375,371
	事 務 係 員	1,229	39.0	338,859	37,592	301,267
技 術 係 員	1,367	33.9	338,120	46,041	292,079	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 9級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 7級、8級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 5級、6級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3級、4級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2級(一部は3級、4級)
	行政職給料表 1級

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 技 術 関 係 職 種	支 店 長	7	55.6	671,158	0	671,158
	工 場 長	5	52.1	588,047	31,355	556,692
	事 務 部 長	49	54.5	574,388	2,946	571,442
	技 術 部 長	50	53.6	551,159	8,739	542,420
	事 務 部 次 長	12	53.2	519,663	5,347	514,316
	技 術 部 次 長	16	49.6	539,225	56,719	482,506
	事 務 課 長	80	50.0	481,130	16,734	464,396
	技 術 課 長	111	48.6	471,284	17,275	454,009
	事 務 課 長 代 理	35	48.9	433,094	43,392	389,702
	技 術 課 長 代 理	83	47.7	450,731	62,501	388,230
	事 務 係 長	133	45.1	381,341	50,089	331,252
	技 術 係 長	248	44.9	404,160	71,925	332,235
	事 務 主 任	121	41.8	333,144	39,191	293,953
	技 術 主 任	164	40.5	357,712	51,235	306,477
	事 務 係 員	659	37.6	277,987	24,769	253,218
技 術 係 員	648	34.7	308,380	45,160	263,220	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表7級、8級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表5級、6級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表4級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表2級(一部は3級)
	行政職給料表1級

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	
	工 場 長	1	X	X	X	
	事 務 部 長	8	51.4	451,252	9,871	441,381
	技 術 部 長	3	49.8	502,196	0	502,196
	事 務 部 次 長	8	51.4	473,574	1,131	472,443
	技 術 部 次 長	1	X	X	X	X
	事 務 課 長	24	49.6	438,015	21,163	416,852
	技 術 課 長	21	49.8	449,118	119	448,999
	事 務 課 長 代 理	2	49.0	346,830	37,791	309,039
	技 術 課 長 代 理	9	50.1	340,904	34,462	306,442
	事 務 係 長	40	47.0	335,281	31,617	303,664
	技 術 係 長	29	44.4	366,417	43,054	323,363
	事 務 主 任	39	41.2	307,245	53,535	253,710
	技 術 主 任	8	42.5	364,565	86,753	277,812
	事 務 係 員	114	40.8	272,129	25,638	246,491
技 術 係 員	110	39.9	311,407	42,092	269,315	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 6級、7級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 4級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2級(一部は3級)
	行政職給料表 1級

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	12	56.3	779,437	696	778,741
	研 究 部 (課) 長	75	51.0	692,115	10,384	681,731
	研 究 室 (係) 長	48	51.0	637,084	3,547	633,537
	主 任 研 究 員	131	42.7	513,791	30,206	483,585
	研 究 員	112	35.2	412,641	35,247	377,394
	研 究 補 助 員	7	25.5	227,262	10,019	217,243
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	-
	副 院 長	6	55.3	1,632,788	82,083	1,550,705
	医 科 長	20	43.6	1,506,754	35,113	1,471,641
	医 師	14	36.6	1,257,307	36,034	1,221,273
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-
	薬 局 長	4	52.3	478,865	29,000	449,865
	薬 剤 師	37	34.6	358,317	51,820	306,497
	診 療 放 射 線 技 師	53	36.1	344,330	27,915	316,415
	臨 床 検 査 技 師	50	39.4	303,804	26,288	277,516
	栄 養 士	28	36.7	279,566	12,513	267,053
	理 学 療 法 士	76	34.0	307,711	18,356	289,355
	作 業 療 法 士	46	33.9	301,002	18,752	282,250
	総 看 護 師 長	5	54.5	550,389	20,000	530,389
	看 護 師 長	53	49.8	496,641	50,251	446,390
	看 護 師	202	36.7	372,767	52,761	320,006
准 看 護 師	63	45.5	345,076	30,606	314,470	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	1	X	X	X	X
	大 学 教 授	19	62.3	584,247	0	584,247
	大 学 准 教 授	12	50.6	475,273	0	475,273
	大 学 講 師	13	48.7	404,931	0	404,931
	大 学 助 教	13	40.3	353,961	0	353,961
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-
	高 等 学 校 教 頭	11	55.7	644,761	0	644,761
	高 等 学 校 教 諭	80	43.1	464,399	7,595	456,804

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

備 考

構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）

部下に医師又は歯科医師5人以上

上記病院長に事故等のあるときの職務代行者

部下に医師又は歯科医師1人以上

部下に薬剤師2人以上

部下に看護師長5人以上

部下に看護師又は准看護師5人以上

第16表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		81.0%
	配偶者に家族手当を支給する	67.7%
家族手当制度がない		19.0%
扶養家族の構成別 支給月額	配偶者	10,792円
	配偶者と子1人	21,672円
	配偶者と子2人	25,259円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は83.6%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第17表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
46.9%	(23.6)%	(76.4)%	53.1%

- (注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

支給目的	月額		
	2,000円～3,000円	～4,000円	～5,000円
光熱費の負担増への配慮	77.8%	-	22.2%

- (注) 在宅勤務手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮」としている事業所を100とした割合である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	55.1%	44.9%	51.2%	48.8%	51.6%	48.4%
500人以上	54.3	45.7	47.9	52.1	47.8	52.2
100人以上 500人未満	55.8	44.2	53.3	46.7	54.4	45.6
50人以上 100人未満	55.8	44.2	54.9	45.1	55.5	44.5

第19表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.0 %	72.6 %	26.4 %	1.0 %

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない場合がある。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		56.0 %	45.5 %	44.0 %
非 管 理 職		58.2	44.1	41.8

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第21表において同じ。）。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
64.5 %	73.2 %

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

